

倉敷市地域生活支援事業 Q&A

Q 夏休みの日中型とタイムケア型の使い分けについて。水泳の特練の後はタイムケアを算定すると聞いたが、どのような基準で使い分けたいですか。

A 夏休み中に学校の行事の後に日中型かタイムケア型のどちらを算定するかの基準については、学校側からの要請があって参加する行事の場合は、日中活動として取り扱うため、その後のサービスはタイムケア型を算定します。任意で参加できる行事については、日中活動としての取扱いをしないため、その後のサービスは日中型を算定します。

Q 送迎について、サービス提供後に保護者ではない方に利用者を送り届けてもいいでしょうか。

A 送迎については基本的に自宅にいる保護者に送り届ける必要があります。サービス提供後に保護者ではない方に送り届ける必要がある場合は、事業所の責任において、送迎が可能かどうかを判断するようにしてください。

Q 代表者の変更に伴い、口座が変更となりましたが、どのような手続きをすればよいでしょうか。

A 口座を含む債権者登録に記載した内容から変更があった場合、速やかに債権者登録申出書を提出して変更を行うようにしてください。提出が遅れてしまうと、支払いが遅れる場合があります。

Q 請求はサービス利用月の翌月10日までに提出となっていますが、署名のない実績記録表を提出後、署名のある実績記録表の差し替えはどのように提出したらいいですか。

A 差し替えにつきましては、月単位でまとめたの提出にご協力をお願いします。差し替えの期限は概ねサービスを提供した翌月の末ごろまでにはお願いします。

Q 実績記録表は、署名だけでいいですか。

A 令和3年4月より実績記録表の押印欄を廃止し、利用者本人又は保護者による署名のみ必要となりました。

Q 請求した金額が入金されるのは、いつ頃でしょうか。

A サービス提供を行い、翌月の10日までに請求を行った場合はサービス提供月の翌々月の25日までに支払を行います。不備等で差し替えが必要な場合は支払が遅れることがあります。

Q 日中型とタイムケア型を同日にサービス提供する際に、日中型については月の支給量を超過してしまうため、利用者には実費で請求する対応をした場合、タイムケア型の時間のみ請求することができますか。

A 日中型の支給量が超過していて、日中型の部分を利用者に請求した場合、日中型としての取り扱いとはなりません。したがって、日中型の延長としてのタイムケア型を算定することはできません。

Q 短期入所（短期入所内での日中活動有り）の後にタイムケア型を算定することはできますか。

A タイムケア型は日中活動の延長として提供を行うサービスですが、事業所内で日中活動があった場合でも短期入所サービスは日中活動として取り扱わないため、短期入所の後にタイムケア型を算定することはできません。

Q 台風等の自然災害やインフルエンザ等の感染症で学級閉鎖となった場合、日中一時支援事業の提供はできますか。

A 学級閉鎖となった場合、事業所内での安全面の観点から基本的に日中一時支援事業は提供できません。安全に提供できると判断した場合は、事業所の責任においてその児童の支給量の範囲内でサービス提供を行ってください。

Q 大人の利用者のタイムケア型の19：30までの制限は解除されますか。

A 日中一時支援事業における、タイムケア型の利用につきましては平成30年度より大人も児童も一律19時30分までとなっているところですが、タイムケア型の趣旨は障がい児の放課後対策や日中系サービスの時間延長として支援することで介護者の休息等を目的とする事業となっております。

したがって、大人の利用者であっても、日中系サービスの延長であるタイムケア型の利用時間は19時30分までとなります。

Q 学校の就業日と休業日における日中型とタイムケア型の使い方に違いはありますか。

A 就業日と休業日の日中型とタイムケア型の取り扱いについては、倉敷市障がい福祉課HP内に掲載してあります、『放課後等デイサービス・日中一時支援の関係について』をご覧ください。

Q 日中型やタイムケア型を提供する上で、利用者の送迎を保護者がしても良いのでしょうか。

A 日中型については利用者の送迎を保護者が行うことができますが、タイムケア型については、事業所の送迎となります。具体的な取扱いは次のとおりです。

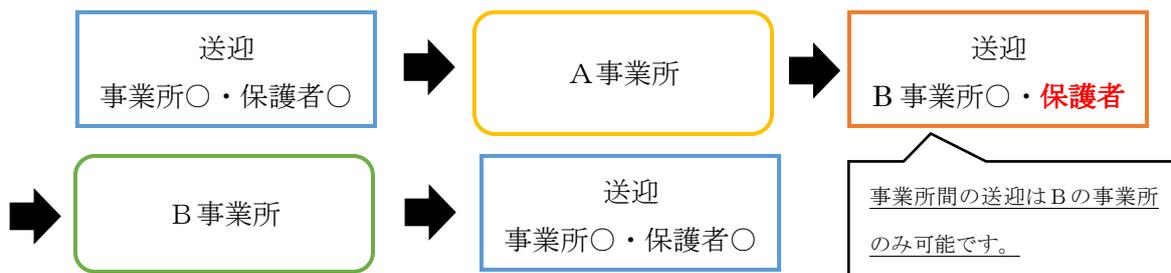
① 同一事業所内での提供 → 送迎は事業所でも保護者でも可能。

- 日中型のみの利用
- 日中型+タイムケア型の利用
- 放課後等デイサービス（学校の休業日）+タイムケア型の利用
- 児童発達支援+タイムケア型の利用



② 別々の事業所での提供 → 保護者のA事業所からB事業所への送迎は不可。

- 日中型+タイムケア型の利用
- 放課後等デイサービス（学校の休業日）+タイムケア型の利用
- 児童発達支援+タイムケア型の利用



③ 学校・幼稚園+タイムケア型の提供



Q 訪問教育の後に、日中一時支援事業を提供する場合、算定は日中型とタイムケア型のどちらになりますか。

A 訪問教育を受けた後は、タイムケア型の算定となります。